

2007. 9. 13

淀川水系流域委員会への意見

第60回委員会で一般傍聴者として意見を述べさせてもらったが、限られた時間で十分に意図が伝わったかどうか疑問に思うので、改めて書面で意見を述べさせていただきます。

河川環境について：

今までの流域委員会で生物多様性に言及した発言はあったとしても、生物多様性条約に踏み込んで発言されたのは水野委員が始めてだと思います。私も水野先生に同感です。

私も発言しましたように、耳当たりの良い表現「生き物にやさしい」の川づくりの概念を述べるけれども、結果として本当の多自然な川にならず、人工的多自然型川づくりに終わるという皮肉な結果になって、それが先進事例（小泉川）として紹介されているのが現状です。

日本国家は生物多様性条約を締結して、そのための国家戦略までつくったのだから、それを抛り所とした河川環境行政を遂行しなければ、魂の入った河川環境管理が出来ません。「生物多様性条約」に鑑み、河川環境管理を行うくらいの一文を整備計画原案に入れるべきです。

日本がこの国際条約に調印したと言うことは、国内法に優先して実行していく義務が生じていると言うことを、河川管理者は認識しているのでしょうか。何時までも土建屋的発想で、河川環境管理を遂行していると、世界水フォーラムを行った琵琶湖、京都議定書を作った京都、今回の生物多様性条約会議をやろうとしている日本（名古屋？）が恥をかくことになります。仏作って魂が入らずという言葉がありますが、今の河川環境行政に多く当てはまります。

河川管理者は治水工学の専門家としてばかりでなく、保全生態学をもっと勉強して生物多様性を考慮した環境行政を行うべきです。生物多様性とは「種の多様性」「遺伝子の多様性」「生態系の多様性」を云うのです。これらが備わった環境行政を行えば初めて、「生き物にやさしい川づくり」となります。その時こそ、「生き物に優しい」と言う耳辺りのよい表現を使って下さい。

卑しくも生き物に優しい河川環境を目指す河川管理者は（財）日本生態系協会のビオ

トープ計画管理士、施工管理士2級レベルの資格を取得すべきです。目から鱗が落ちるほど生態系のことが良く判ってきます。1級管理士とまでは云いません。

大戸川ダム：

8月29日の新聞にせつかく管理者が苦勞して造った基礎原案のことより大戸川ダム凍結撤回の記事が躍り出ています。平成17年7月1日の治水に関する調査検討の成果として保津峡、岩倉峡を開削するまでは天ヶ瀬ダム再開発実施後においては、大戸川ダムの洪水調節による宇治川、淀川での洪水調節効果は小さいとしていると述べているにも拘らずです。

然るに今回は桂川の大下津地区の河道掘削計画を挙げ、大戸川ダムを造った場合、本流への水量を調節できるとしています。大下津地区の洪水危険性は平成17年7月1日の時点でも予測でき、そのための河道掘削計画はずっと前から絶えず継続してあったにもかかわらず、保津峡、岩倉峡を開削するまでは大戸川ダムの効果は小さいとした調査検討の成果と矛盾しています。

僅か2年前に治水工学の専門家である河川管理者が作った調査検討の成果を、本流の整備（中、上流部の堤防整備）が行われれば流量増を招くためと言う理由で、自ら覆えています。平成17年には大戸川ダム建設を中止するための理由付けをし、今回はダム凍結撤回をするための理由付け（シナリオを書く）をしています。

戦後最大洪水に対応するという前提条件は現在も、2年前も変わらないはずだし、それに対応する整備条件はあらゆる角度から専門家である管理者は考えてきたはずです。今回の基礎原案の整備条件が以前に比べて何を、どのように、何故変わったのか、どの場所が（what, how、why, where）整備されたのか、河川管理者は一般住民でも判り易く（言葉の羅列ではなく、図解入りで）説明する責任があります。

エコロジー研究会

主宰 竹内 碩